

給与規程

(総則)

第1条 この規程は、公益財団法人みらいファンド沖縄（以下、当財団という。）就業規則第1条の規定にもとづき、職員の給与について定める。

(給与の種類)

第2条 職員の給与は、日給月給制とし、それぞれ次に掲げる区分により支給する。

(1) 基本給

(2) 手当

2 該当する職員には、次の手当を支給することができる。

(1) 職務手当

(2) 通勤手当

(3) 特別事業手当

(基本給)

第3条 基本給は、別表に従い、本人の職務内容、技能、勤務成績、年齢等を考慮して各人別に代表理事が決定する。

2 基本給額を20日で割って日額を算出する。

(初任給)

第4条 初任給は、これまでの職業経験、年齢、学識等を総合的に勘案し、代表理事が決定する。

(職務手当)

第5条 職務手当は、事務局長、事務局次長に対し支給することができる。

2 職務手当は、毎月1日現在の職務に応じて支給する。

3 職務手当の月額は理事会で別に定める

(通勤手当)

第6条 通勤手当は、(別表1)に定めるとおり、社員の住居と勤務場所を、もっとも合理的で経済的な経路を通勤するのに必要な片道距離(道のり)により、出勤日数に応じて日額単位で支給する。但し、出勤日数が22日以上の場合、支給限度額(月額)を支給する。

2 前項の利用する交通機関及び通勤実費については、代表理事の承認を要する。

3 通勤手当は、届出をした月から、支給事由が消滅した月まで支給するものとする。

4 通勤経路を変更するときおよび通勤距離に変更が生じたときは、すみやかに会社に届け出なければならない。

5 前項の届出を怠ったとき、または不正の届出により、通勤手当を不正に受給したときは、その返還を求め、就業規則に基づき懲戒処分を行うことがある。

(特別事業手当)

第7条 特別事業手当は、特に新規事業の事業開発・推進や補助事業や委託事業等を担当する職員に、月額10万円を上限に代表理事が決定し、支給することができる。

(給与改定)

第8条 給与改定の時期は4月1日とする。給与改定の実施については、当財団の業績、社会情勢等を勘案して毎年決定する。

2 給与改定は、職員の勤務状況、業績等を勘案して各人ごとに、代表理事が決定する。

(割増賃金)

第9条 時間外勤務に対する割増賃金は、次の計算方法により支給する。

(1) 1日の実労働時間が8時間を超えて勤務した場合

基準賃金×1日8時間を超えて勤務した時間数×1.25

(2) 1か月において法定時間外労働が60時間を超えた場合

基準賃金×1か月60時間を超えて勤務した時間数×0.25

(3) 深夜(午後10時から午前5時までの間)に勤務した場合

基準賃金×深夜に勤務した時間数×0.25

(4) 所定休日に勤務することを命ぜられた従業員がその勤務に服した場合

基準賃金×所定休日に勤務した時間数×1.25

(5) 法定休日に勤務することを命ぜられた従業員がその勤務に服した場合

基準賃金×法定休日に勤務した時間数×1.35

2 基準賃金は、次の算式により計算して支給する。

(基本給+職務手当+特別事業手当) ÷ 1か月の平均所定労働時間数

(欠勤等の扱い)

第10条 欠勤、遅刻、早退及び私用外出については、基本給から当該日数又は時間分の賃金を、以下の計算方法により算出して控除する。

(1) 欠勤控除

基準賃金 ÷ 1か月の平均所定労働日数 × 不就労働日数

(2) 遅刻、早退及び使用外出

基準賃金 ÷ 1か月の平均所定労働時間 × 不就労働時間数

(給与の支給日)

第11条 給与の計算期間は毎月末日までとし、支給日は翌月の25日(その日が休日に当たるときはその前日、以下順次繰り上げ)とする。

2 前項の計算期間の途中で採用された職員又は退職した職員については、月額賃金は当該計算期間の所定労働日数を基準に日割計算して支払う。

(給与の支給方法)

第12条 給与は通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振込むこともできる。

2 給与は、法令の定めによる控除すべき金額を控除して支給する。

(期末手当)

第13条 期末手当の支給月は、原則として年1回3月とし、その額は、職員の勤怠実績、勤務成果および当財団の財政状況を勘案し、年間で基本給3ヶ月分を上限に支給することができる。当該の額は、代表理事が決定する。

2 期末手当の支給対象期間は、次のとおりとする。

(1) 前年3月21日より当年3月20日まで

3 期末手当の支給対象者は、支給対象期間の全て若しくは一部に在籍し、期末手当の支給日現在に在籍する者に支給する。

4 支給対象期間の途中から在籍している者は在籍日数に応じて按分した金額を支給する。

5 前各項にかかわらず、当財団の業績、社会情勢等やむを得ない事由があるときは、支給時期を延期し、又は支給しないことがある。

(雑 則)

第14条 この規程の実施に関し、必要な事項については、代表理事が定める。

附 則

この規程は、2019年7月6日より施行する。

この規程は、2023年7月1日より施行する。

この規程は、2024年2月21日より施行する。

(別表) 基本給 (月額) 単位：円

| 号 | 基本給 | 号 | 基本給 | 号 | 基本給 | 号 | 基本給 | 号 | 基本給 |
|----|---------|----|---------|----|---------|----|---------|-----|---------|
| 1 | 120,000 | 21 | 220,000 | 41 | 320,000 | 61 | 420,000 | 81 | 520,000 |
| 2 | 125,000 | 22 | 225,000 | 42 | 325,000 | 62 | 425,000 | 82 | 525,000 |
| 3 | 130,000 | 23 | 230,000 | 43 | 330,000 | 63 | 430,000 | 83 | 530,000 |
| 4 | 135,000 | 24 | 235,000 | 44 | 335,000 | 64 | 435,000 | 84 | 535,000 |
| 5 | 140,000 | 25 | 240,000 | 45 | 340,000 | 65 | 440,000 | 85 | 540,000 |
| 6 | 145,000 | 26 | 245,000 | 46 | 345,000 | 66 | 445,000 | 86 | 545,000 |
| 7 | 150,000 | 27 | 250,000 | 47 | 350,000 | 67 | 450,000 | 87 | 550,000 |
| 8 | 155,000 | 28 | 255,000 | 48 | 355,000 | 68 | 455,000 | 88 | 555,000 |
| 9 | 160,000 | 29 | 260,000 | 49 | 360,000 | 69 | 460,000 | 89 | 560,000 |
| 10 | 165,000 | 30 | 265,000 | 50 | 365,000 | 70 | 465,000 | 90 | 565,000 |
| 11 | 170,000 | 31 | 270,000 | 51 | 370,000 | 71 | 470,000 | 91 | 570,000 |
| 12 | 175,000 | 32 | 275,000 | 52 | 375,000 | 72 | 475,000 | 92 | 575,000 |
| 13 | 180,000 | 33 | 280,000 | 53 | 380,000 | 73 | 480,000 | 93 | 580,000 |
| 14 | 185,000 | 34 | 285,000 | 54 | 385,000 | 74 | 485,000 | 94 | 585,000 |
| 15 | 190,000 | 35 | 290,000 | 55 | 390,000 | 75 | 490,000 | 95 | 590,000 |
| 16 | 195,000 | 36 | 295,000 | 56 | 395,000 | 76 | 495,000 | 96 | 595,000 |
| 17 | 200,000 | 37 | 300,000 | 57 | 400,000 | 77 | 500,000 | 97 | 600,000 |
| 18 | 205,000 | 38 | 305,000 | 58 | 405,000 | 78 | 505,000 | 98 | 605,000 |
| 19 | 210,000 | 39 | 310,000 | 59 | 410,000 | 79 | 510,000 | 99 | 610,000 |
| 20 | 215,000 | 40 | 315,000 | 60 | 415,000 | 80 | 515,000 | 100 | 615,000 |

(別表1) 通勤手当 単位：円

| 通勤距離 | 支給日額 (円/日) | 支給限度額(円/月) |
|-----------------|------------|------------|
| 2 キロ未満 | 84 | 2,000 |
| 2 キロ以上 10 キロ未満 | 175 | 4,200 |
| 10 キロ以上 15 キロ未満 | 296 | 7,100 |
| 15 キロ以上 25 キロ未満 | 538 | 12,900 |
| 25 キロ以上 35 キロ未満 | 780 | 18,700 |
| 35 キロ以上 45 キロ未満 | 1,017 | 24,400 |
| 45 キロ以上 55 キロ未満 | 1,167 | 28,000 |
| 55 キロ以上 | 1,317 | 31,600 |